

# 証 明 書

私は、生存中に生計の資本としてすでに財産の贈与を受けており、被相続人の死亡による相続については相続する相続分の存しないことを証明します。

平成 年 月 日

被相続人

右相続人

⑩

(注) この証明の場合は、印鑑証明書を添付する必要があるためこの証明書に捺印する印鑑は、印鑑証明書の印鑑と同一のものを捺印すること。